

スポーツ団体等に対する補助金の
交付について
(平成30年度補助金調書)

① 補助金名：青森市体育スポーツ競技団体育成強化補助金

団体名：一般財団法人 青森市体育協会

② 補助金名：ふるさと海岸海水浴場開設事業補助金

団体名：ふるさと海岸海水浴場管理運営委員会

スポーツ基本法第35条の規定に基づき、平成29年度に社会教育関係団体であるスポーツ団体に対して交付を予定している補助金について、意見を求めるものです。

なお、この意見聴取は、憲法第89条及び社会教育法第12条の趣旨を踏まえ、補助金制度の枠組みや内容に関して行うものであり、補助金額や支出内容についての審査を行う、いわゆる会計監査的なものではありません。

■スポーツ基本法（平成23年8月24日施行）

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

■社会教育法（昭和24年法律第207号）

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

■日本国憲法（昭和22年5月3日施行）

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

補助金に関する調書

■ 団体情報

| | | | |
|------|---|-------|--------------|
| 団体名 | 一般財団法人 青森市体育協会 | 設立年月日 | 平成5年(H25～一財) |
| 設立目的 | 青森市における体育団体及びスポーツ愛好者相互の緊密な連絡協調を図るとともに、これを育成し、市民の体力の向上とスポーツ精神の涵養を図り、もって体育・スポーツの健全な普及発達に寄与すること。 | | |
| 事業内容 | <p>上記の目的の達成のため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 加盟団体及びスポーツ愛好者団体の強化発展と連絡協調及びこれらが主催する行事の奨励</p> <p>(2) 体育・スポーツに関する外部団体との連絡提携</p> <p>(3) 体育・スポーツに関する全市的競技会若しくは大会の実施又は援助</p> <p>(4) 体育・スポーツに関する資料の収集及び研究調査</p> <p>(5) 体育・スポーツに関して、青森市、その他の機関の対策に対しての助言及び協力</p> <p>(6) 体育・スポーツに関する各種大会の開催及び大会への役員、競技者の派遣</p> <p>(7) 体育・スポーツの宣伝啓発</p> <p>(8) 体育・スポーツに関する指導者の養成</p> <p>(9) その他、この法人の目的達成に必要な事業</p> | | |

■ 補助対象事業

| | |
|---------------|--|
| 補助金名 | 青森市体育・スポーツ競技団体育成強化学業補助金 |
| 補助対象事業及び事業の内容 | <p>(1) 青森県民体育大会選手派遣・強化学業 …青森市以外で開催する場合の旅費助成金、大会参加負担金、競技力向上のための強化費を大会参加団体に交付</p> <p>(2) 青函対抗総合体育大会開催・選手派遣事業 …青森市で夏季又は冬季大会を開催する場合は開催負担金、函館市で開催する場合に旅費助成金を大会参加団体等に交付</p> <p>(3) 国民体育大会選手派遣事業 …出場する選手へ旅費助成金を交付</p> <p>(4) 体育協会事務費 …(一財)青森市体育協会では、青森市屋内グラウンド(サンドーム)に事務所を構え、かつ臨時職員を1名雇用しており、その事務所の維持管理に係る消耗品費、光熱水費、通信運搬費、臨時職員の雇用に係る賃金、共済費に要する経費を交付</p> |

■ 補助金交付状況

| 平成28年度補助金額 | 平成29年度事業費 | 平成29年度補助対象経費 | 補助率 | 平成29年度交付金額 |
|------------|------------|--------------|-----|------------|
| 6,544,539円 | 5,027,000円 | 4,087,000円 | 定額 | 4,087,000円 |

平成29年度は青函対抗が青森市開催のため旅費助成金を交付していないが、平成30年度は函館市開催のため、旅費の支給が増額となる予定。

平成30年度青森市体育・スポーツ競技団体育成強化事業補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、市民のスポーツについての理解と関心を深めるとともに、競技水準の向上を図るため、青森市体育・スポーツ競技団体育成強化事業を行う財団法人青森市体育協会（以下「体育協会」という。）に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、もって本市のスポーツ振興に資することを目的とする。

（補助対象経費）

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、体育協会の行う平成29年度青森市体育・スポーツ競技団体育成強化事業に要する次に掲げる経費とする。

- （1）市町村対抗青森県民体育大会における選手派遣に要する経費のうち、旅費、負担金、及び事務費
- （2）市町村対抗青森県民体育大会における選手強化に要する経費のうち、負担金及び事務費
- （3）青函対抗総合体育大会における選手派遣・開催に要する経費のうち、旅費、宿泊費、負担金及び事務費
- （4）国民体育大会における選手派遣に要する経費のうち、旅費及び事務費
- （5）体育協会の事務所の管理運営に要する経費及び事務局職員の人件費

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、
円を上限とする。

（取扱方法）

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成30年 月 日から実施する。

補助金に関する調書

■ 団体情報

| | | | |
|------|--|-------|-------|
| 団体名 | ふるさと海岸海水浴場管理運営委員会 | 設立年月日 | 平成23年 |
| 設立目的 | 恵まれた自然環境を活かし、油川の海岸に海水浴場を開設することを通じて、地域住民の体力の増進及び地域コミュニティの醸成を図る。 | | |
| 事業内容 | ふるさと海岸海水浴場の適正な管理運営 | | |

■ 補助対象事業

| | |
|---------------|---|
| 補助金名 | ふるさと海岸海水浴場開設事業補助金 |
| 補助対象事業及び事業の内容 | ふるさと海岸海水浴場開設事業・・・青森市大字油川字浪岸に接する海岸沿いに25m×100m(2500㎡)の遊泳区域を設定し、市民に開放しており、その監視人の報酬に係る経費を交付 |

■ 補助金交付状況

| 平成28年度補助金額 | 平成29年度事業費予算 | 平成29年度補助対象経費 | 補助率 | 平成29年度交付金額 |
|------------|-------------|--------------|-----|------------|
| 234,000円 | 379,000円 | 259,000円 | 定額 | 234,000円 |

平成30年度ふるさと海岸海水浴場開設事業補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の促進を図るため、ふるさと海岸海水浴場開設事業を行うふるさと海岸海水浴場管理運営委員会に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、もって本市のスポーツ振興に資することを目的とする。

（補助対象経費）

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、ふるさと海岸海水浴場管理運営委員会の行う平成30年度ふるさと海岸海水浴場開設事業に要する経費のうち監視人報酬とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、
円を上限とする。

（取扱方法）

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成30年 月 日から実施する。